

電気通信大学は不当な雇止めを撤回し、K 講師を復職させよ！

電通大がパワハラ被害者を雇止め

加害者の教授は無罪放免？！

教員が雇止めを学生から知らされる？！

2017年10月、S教授は講義中に大勢の学生の前でK非常勤講師をやめさせてやると発言。その講義に出席した学生から、K講師は自分がクビになることを初めて知らされました。同年12月に大学はK講師に雇止めを文書ではなく口頭で通知。実際にK講師はその年度で契約を打ち切られ、雇止めになりました。しかし通知より半年以上前の同年5月の代議員会においてS教授の先導により、K講師の雇止めが決定されていたことが、その後の団体交渉および組合の調査で明らかになりました。その決定は半年以上も本人に知らされず、S教授の漏洩によって本人よりも学生が先に知ることになったのです。S教授はこの不適切行為について、何らの処分も受けていません。大学が当事者の知らないところで審議や決定を行い、当事者に永い間何も知らせないことも大きな問題です。

クビの根拠は単位を落とした学生の苦情！

K非常勤講師の雇止めの根拠は、成績評価に関する苦情を申し立てた学生を大学が聴取したところ、授業内容にも苦情を述べたということでした。通常、学生から苦情があった場合は教員も事情を聴取されます。しかしK講師には何らの聴取も行われませんでした。大学は学生からの一方的な苦情を根拠に、非常勤講師に一切の弁明の機会も与えずにクビを宣告したのです。正規教員が事情聴取もされずに一方的に処分されることはあり得ません。これは、教育現場において底辺を支える非正規教員に対するあからさまな差別です。教育機関がこのような差別を行うのは許されません。また、授業アンケート等での学生からの意見は授業の改善に用いられるべきものであり、そのまま人事に利用されるべきではありません。

電通大は泥棒/いじめを放置？

S教授による講義中のクビ発言と同じ時期に、K講師は控室のレターボックスを何者かによって中身の私物ごと持ち去られるという被害にも遭いました。K講師の訴えに対して、電通大はろくに調査も行わず、担当者が退職したからわからないなどと言って責任から逃れています。大学のこのような無責任な態度を許すべきではありません。

組合は団体交渉を通じてK講師の雇用問題の解決を求めています。大学は一向に解決姿勢を示そうとしません。組合は1日も早い解決を求め、今後も取り組みを続けます。

首都圏大学非常勤講師組合

(東京公務公共一般労働組合 大学・専門学校非常勤講師分会)

FAX 03-6734-1188 <http://hijokin.web.fc2.com>

shutoken1996@gmail.com 担当：志田 慎

電話 03-5395-5255 (公共一般/担当：松崎)



2021.2.25